

令和4年度 病院勤務医の負担軽減及び処遇改善に資する計画

1 医師と医療関係職種との役割分担

項目	目標達成状況	取り組み内容
①初診時の予診の実施	実施済み	看護師を中心として問診を実施している。
②静脈採血等の実施	実施済み	認定静脈注射看護師が増員できたことから、夜間・休日の配置も可能となり、実施の件数も増えている。静脈注射に限らず、認定静脈注射看護師は、ワクチン接種やC Vポートへの挿入等業務の拡大ができた。
③入院の説明の実施	実施済み	入退院センター（PFM）及び外来の看護師、事務職員が事前説明を行っている。また、入院時には、医師、病棟看護師、看護助手、医療技術職員、事務が入院中における各種説明を行っている。
④検査手順の説明の実施	実施済み	看護師、看護助手、メディカルセクレタリーが入院または外来患者に対し、医師の方針が決定した後の諸検査等に関する説明と同意書の取得に関して実施している。この他、診察準備及び整理、患者対応など外来運営に関する業務を主体的に実施しており、業務の効率化につながっている。
⑤服薬指導	実施済み	全病棟に担当薬剤師を配置し、ハイリスク薬投薬中の患者を優先的に服薬指導を実施している。また、持参薬鑑別業務においては、患者面談でアレルギー歴・副作用歴を確認した上で持参薬鑑別記録を作成し、医師に替わり持参薬オーダ登録を行っている。術前休薬中の抗血栓薬に関しては、休薬期間の確認だけではなく、術後の再開指示の確認まで行い、医師が確実に再開を指示できるようサポートを行っている。一方、外来患者に対しては、薬剤科外来にて自己注射薬の手技指導、外来化学療法室で治療スケジュール・副作用の説明を実施している。さらに、吸入療法については、院内・院外共通の吸入手技チェックシートを作成し、医師が診療時に地域保険薬局からの情報を活用できるよう地域連携の体制を整えている。

2 医師の勤務体制等に関する取組内容

項目	目標達成状況	取り組み内容
①勤務計画上、連続当直を行わない勤務体制の実施	実施済み	原則として、当直は月 4 回までを上限とし、さらに連続当直とならないように割り振りしている。また、変更が生じた場合でも可能な限り連続当直とならないよう調整している。ただし、緊急時対応、コロナ対応等により、調整できないことがある。
②前日の終業時刻と翌日の終業時刻の間の一定時間の休息時間の確保（勤務間インターバル）	未実施 ※2023 年度中の実施を目標	今年度より、ビーコンによる勤務管理システム（Dr.JOY）を導入し、正確な出退勤時間の把握に努めている。今後は、この結果に基づき、勤務間インターバルが適正に確保できるよう検討していく。
③予定手術前日の当直や夜勤に対する配慮	対象外 (届出未)	
④当直翌日の業務内容に対する配慮	実施済み	医療安全の観点から、当直翌日の業務を軽減して、休息の確保を行うよう調整している。ただし、緊急時対応、コロナ対応等により、調整できないことがある。
⑤交替勤務制・複数主治医制の実施	実施済み	複数の医師で構成するチーム制（交代勤務制）及び複数主治医制を導入しており、できる限り特定の医師に業務が集中しないようにしている。
⑥育児・介護休業法第 23 条第 1 項、同条第 3 項又は同法第 24 条の規定による措置を活用した短時間正規雇用医師の活用	実施済み	現在、短時間勤務の制度を利用している臨床系の医師は、昨年度より 2 名増加し、17 名である。

この他、特定行為看護師、薬剤師、管理栄養士、医師事務作業補助者等へのタスクシフト・タスクシェアを積極的に推進する。また、地域の医療機関との連携強化を図り、外来機能の適正化を推進することで、医師の負担軽減に努めていく。